

建設業労働安全衛生マネジメントシステム

令和5年度

# コスモス説明会

令和5年 7月13日(木)

令和5年 9月 8日(金)

令和5年11月21日(火)



建設業労働災害防止協会

建設業労働安全衛生マネジメントシステムセンター

(コスモスセンター)

# 説明会参加に関するお願い

- Zoomの表示名に受講者No.を入れてください。  
(会社名・氏名の表示は任意です)
- カメラをオフにマイクはミュートにしてください。
- 本説明会は記録のため、ホストPCで録画を行います。画面上の通知が出たら続行を押してください。なお、録画の提供はございません。
- 説明会中に事務局にどうしても伝えなければならぬことがありましたら、チャットかお電話にてご連絡ください。(TEL:03-3453-1306)

# 令和5年度 コスモス説明会 次第

- |             |                                       |
|-------------|---------------------------------------|
| 13:30～13:35 | 開講挨拶                                  |
| 13:35～13:50 | コスモスの必要性と導入の効果                        |
| 13:50～14:30 | 「ニューコスモス」について<br>—改訂コスモスガイドラインのポイント—  |
| 14:30～14:40 | (休憩)                                  |
| 14:40～15:20 | 中小規模建設事業場向けニューコスモス<br>「コンパクトコスモス」について |
| 15:20～15:25 | 質疑応答                                  |
| 15:25～15:30 | 閉講挨拶                                  |

# 1 コスモスの必要性和導入の効果



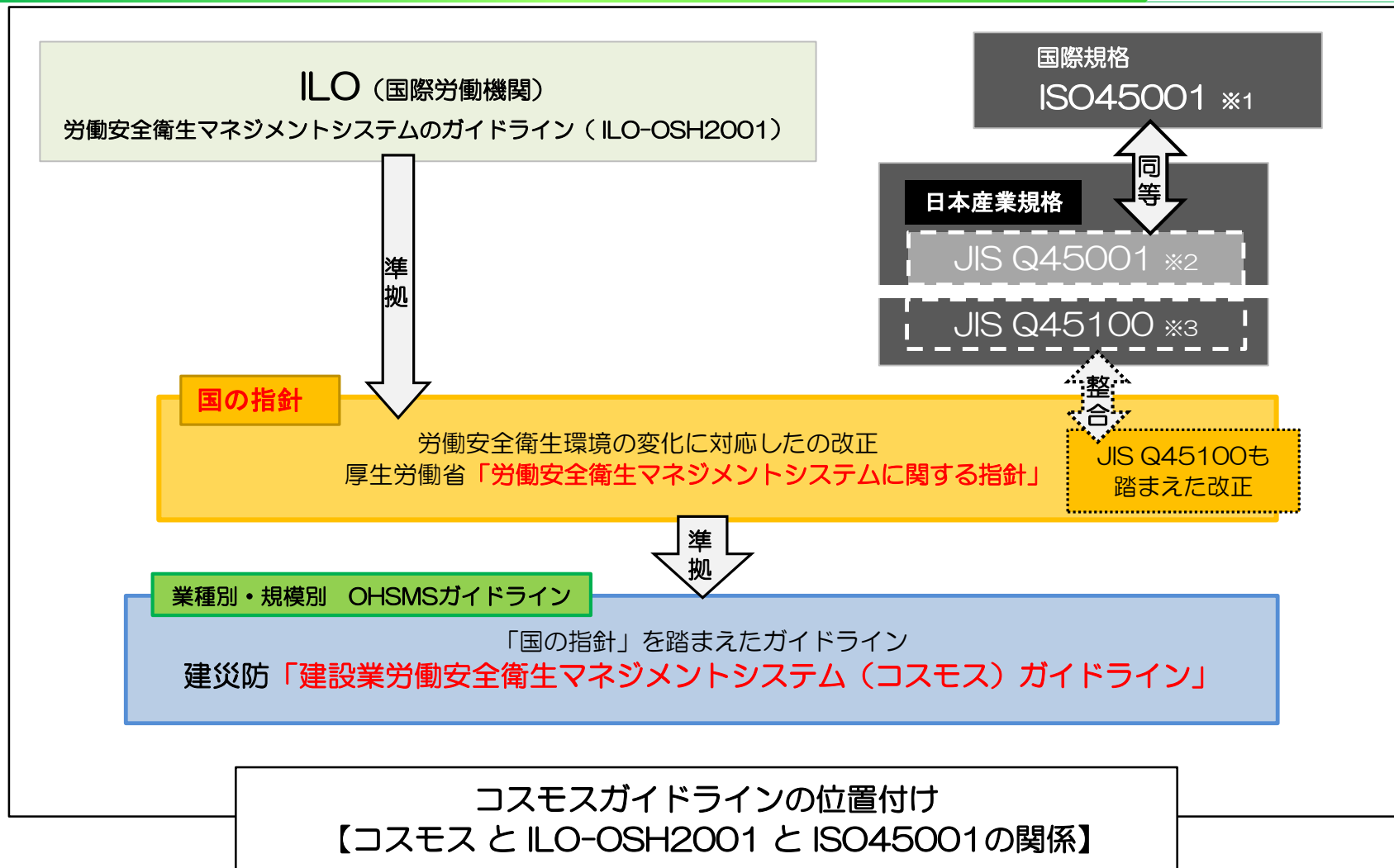
 建設業労働災害防止協会

# コスモス(COHSMS)とは

「コスモス」は、店社と作業所(作業現場)を一体とした組織をシステム確立の単位とするなど、建設業の特性に対応した唯一の労働安全衛生マネジメントシステムです。

「コスモス」は、“建設業労働安全衛生マネジメントシステム”の英語表記の頭文字である「COHSMS」を“コスモス”と称したものです。

**Construction Occupational Health  
and Safety Management System**



- ※1 ISO45001とは労働安全衛生マネジメントシステムの国際規格である。
- ※2 JIS Q45001はISO45001を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。
- ※3 JIS Q45100は、日本の国内法令との整合を図るとともに、多くの日本企業がこれまで取り組んできた具体的な安全衛生活動、日本における安全衛生管理体制などを盛り込み、JISQ45001と一体で運用することによって、働く人の労働災害防止及び健康確保のために実効ある労働安全衛生マネジメントシステムを構築することを目的とした日本産業規格である。

# 我が国の建設業の固有の特性

- 1 建設業は、工事が有期であること。
- 2 元請工事業者と専門工事業者の協力体制のもとに工事が進められること。
- 3 建設企業の店社と作業所が一体となり工事管理が行われること。

コスモスは**建設業固有の特性**を考慮した労働安全衛生マネジメントシステムとなっている。

コスモスは、**元請け**工事業者及び、**下請け**工事業者でも**専門工事**業者も運用できるマネジメントシステムです。

# なぜ コスモス が必要なのか

## 1 安全衛生管理のノウハウの継承

- ・ 少子高齢化の進行
- ・ ベテラン社員の退職
- ・ 経験の少ない若手社員
- ・ 現場の安全衛生水準低下への懸念

## 2 潜在的な危険性・有害性の除去 又は低減

- ・ これまでの安全管理は事後対応型
- ・ リスクアセスメントによる事前対応型へ
- ・ 「後追いの安全」から「先取りの安全」へ

## 3 安全衛生管理・活動に対する 適正な評価

- ・ 安全衛生管理に対する評価は結果論になっていないか？
- ・ 日々の活動に対する適正な評価を求めたい
- ・ 「適正である」ことを証明する根拠は？

解決

建設業の特性に  
対応した

「労働安全衛生  
マネジメントシステム」

の確立



# システムの確立から期待される主な効果等

- 1 安全衛生管理のノウハウの確実な継承 及び  
人材育成が可能
- 2 安全衛生管理・活動の役割の明確化と  
確実・効率的な安全衛生管理活動の実施が可能
- 3 各建設企業ごとに 組織風土にマッチし独創性に  
富んだマネジメントツールの開発が可能
- 4 建設企業の安全衛生水準の継続的な向上が可能
- 5 日常の安全衛生活動の取組みに対する  
適正な評価が可能
- 6 建設企業としての健全性・信頼性の向上が図れる

# これまでの安全衛生管理と 労働安全衛生マネジメントシステムによる管理

## <コスモス>

従来からの安全衛生管理を基に、組織的に事前のリスクアセスメント、目標・計画の策定、実施、点検・評価・改善を回す為のマニュアルを作成する。  
このP・D・C・Aを回すことによりスパイラルアップを図り、安全衛生水準の向上を図る為の仕組みである。

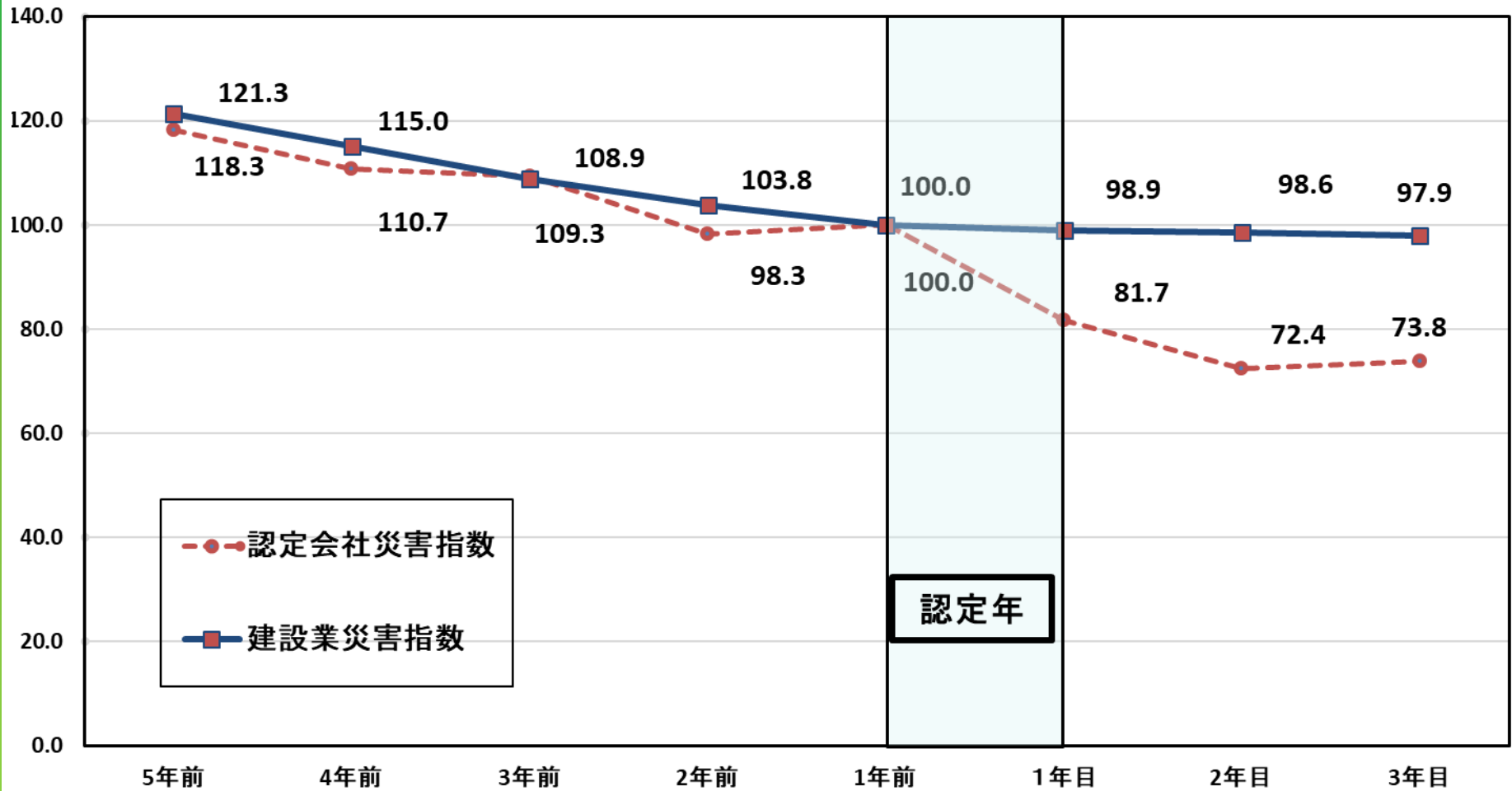


## <従来>

・対策積上げ方式 ・個別的 ・法令準拠型

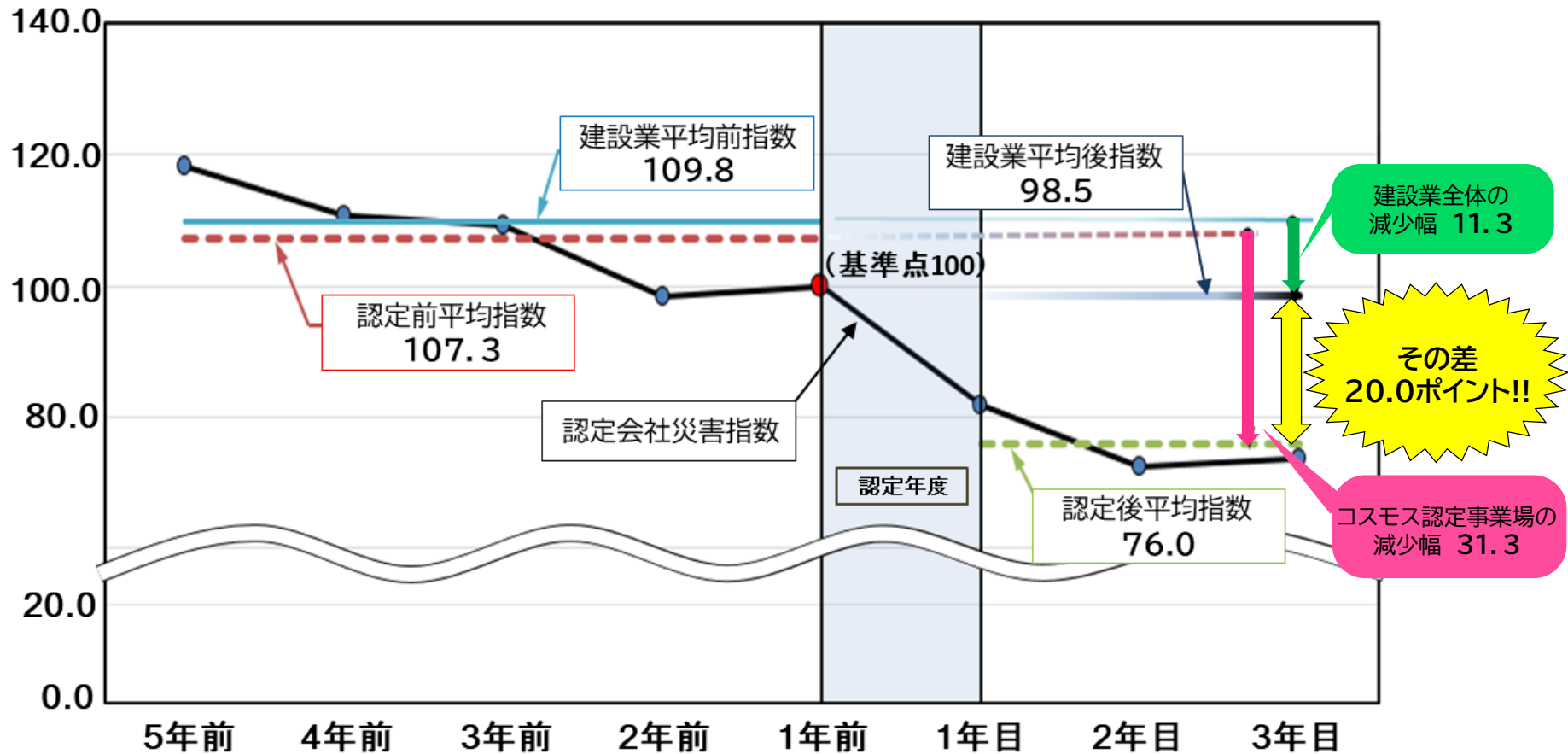
# 認定前後の災害指数

COHSMS認定の効果 認定前後の災害指数(R1以前116社)



R1年以前認定116社の年間災害総数を認定前年を100としての前5年と認定後の災害件数の指数

# コスモス認定の効果



## 【グラフの解説】

このグラフは、令和1年以前に認定した116社の休業4日以上の死傷者総数を認定前年を100として認定前5年と認定後の災害指数を表したものです。建設業全体の労働災害の減少数は11.3ポイントですが、これと比べてコスモス認定事業場は減少数が31.3ポイントであり、その差は**20.0ポイント**となります。

※令和4年1月1日のデータでは減少幅は**20.9ポイント**でした。

# 労働災害と事業者の責任 (現場で事故や災害発生！⇒ 四重責任のリスク)

## 刑事上の責任

- ※安衛法違反による送検  
(罰則付き条項 30条 等)
- ※刑法違反による送検  
(211条 等)

**罰金刑や禁固刑**

## 行政上の責任

- ※安衛法による行政処分  
(免許取消・使用停止命令 等)
- ※建業法による行政処分  
(指名停止・営業停止 等)

**受注減等経営への打撃**

## 民事上の責任

- ※労契法による損害訴訟(5条等)
- ※民法による損害訴訟(415条、709条等)
- ※会社法による損害訴訟(429条等)

**高額のお金賠償**

## 社会上の責任

- ※マスコミ等による報道  
(実名・社名公表 等)

**信用失墜、廃業・倒産**



**コスモスは経営リスクをコントロールするツールでもある。**

## 厚生労働省 3課長通達について

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
安全課長  
労働衛生課長  
化学物質対策課長

基安安発 0331 第7号  
基安労発 0331 第4号  
基安化発 0331 第3号  
令和5年3月31日

### 令和5年度における建設業の安全衛生対策の推進について(要請) (略)

#### 3 その他の安全衛生に係る対策

##### (1) 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用


#### 【事業者が行うこと】

同指針に準拠した建設業労働安全衛生マネジメントシステムを導入した企業の労働災害の減少幅は大きく、労働災害防止に効果があることから、建設工事現場の実態を踏まえたシステムである「ニューコスモス」、「中小事業者向けのコンパクトコスモス」の導入・活用に留意すること。

## 2 「ニューコスモス」について

### —改訂コスモスガイドラインのポイント—



 建設業労働災害防止協会

# 「ニューコスモス」構築の考え方

建設業を取り巻く環境の変化

メンタルヘルス対策

ICTによる本質安全化

JIS Q45100

MS指針改正

ISO45001

||

JIS Q45001

厚労省  
MS指針

ISOとの整合  
も図る

反映

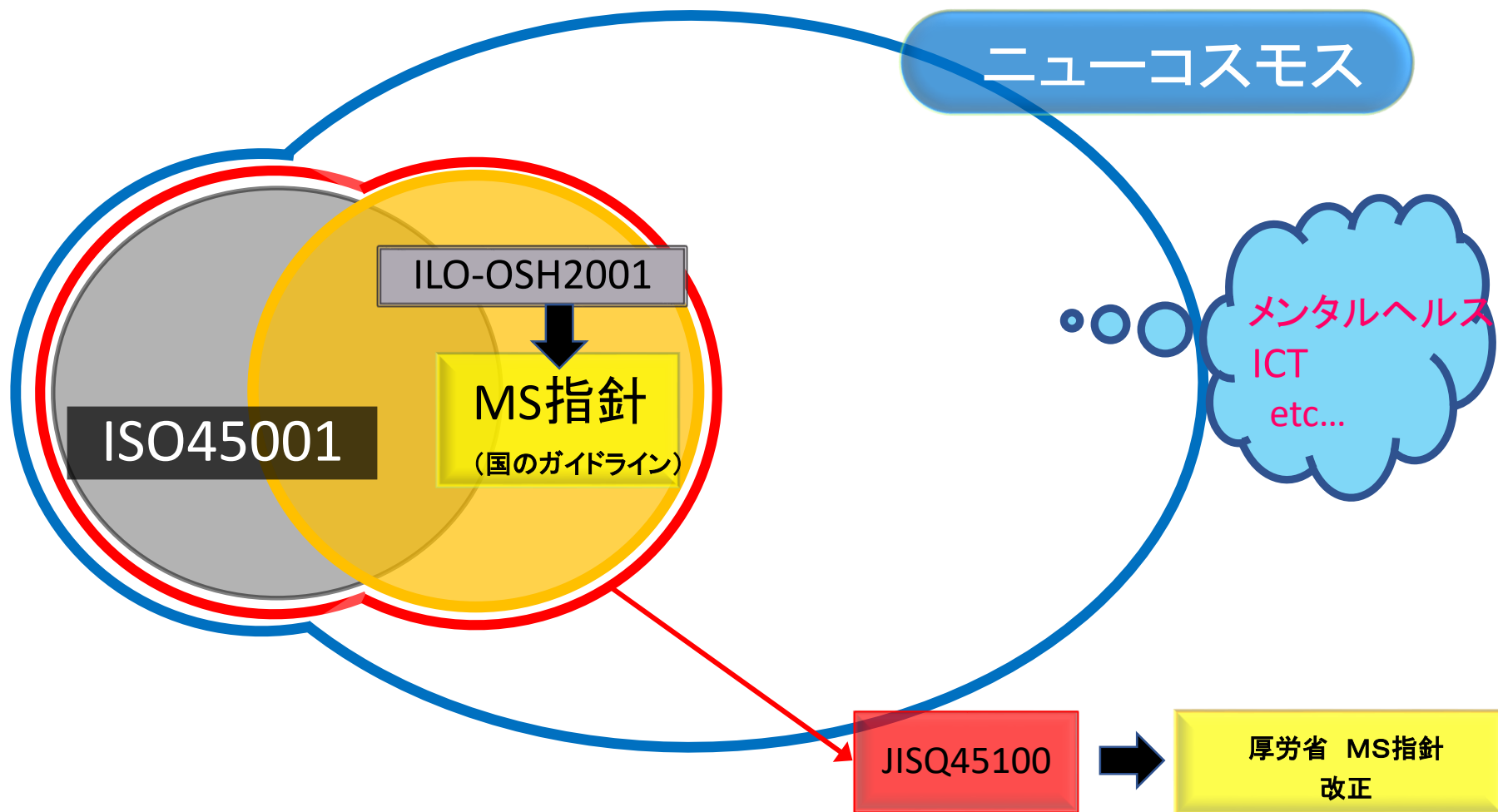
ニューコスモス

Positive approach

旧コスモス



# ニューコスモスの概念図



# ニューコスモス ガイドライン 基本的事項

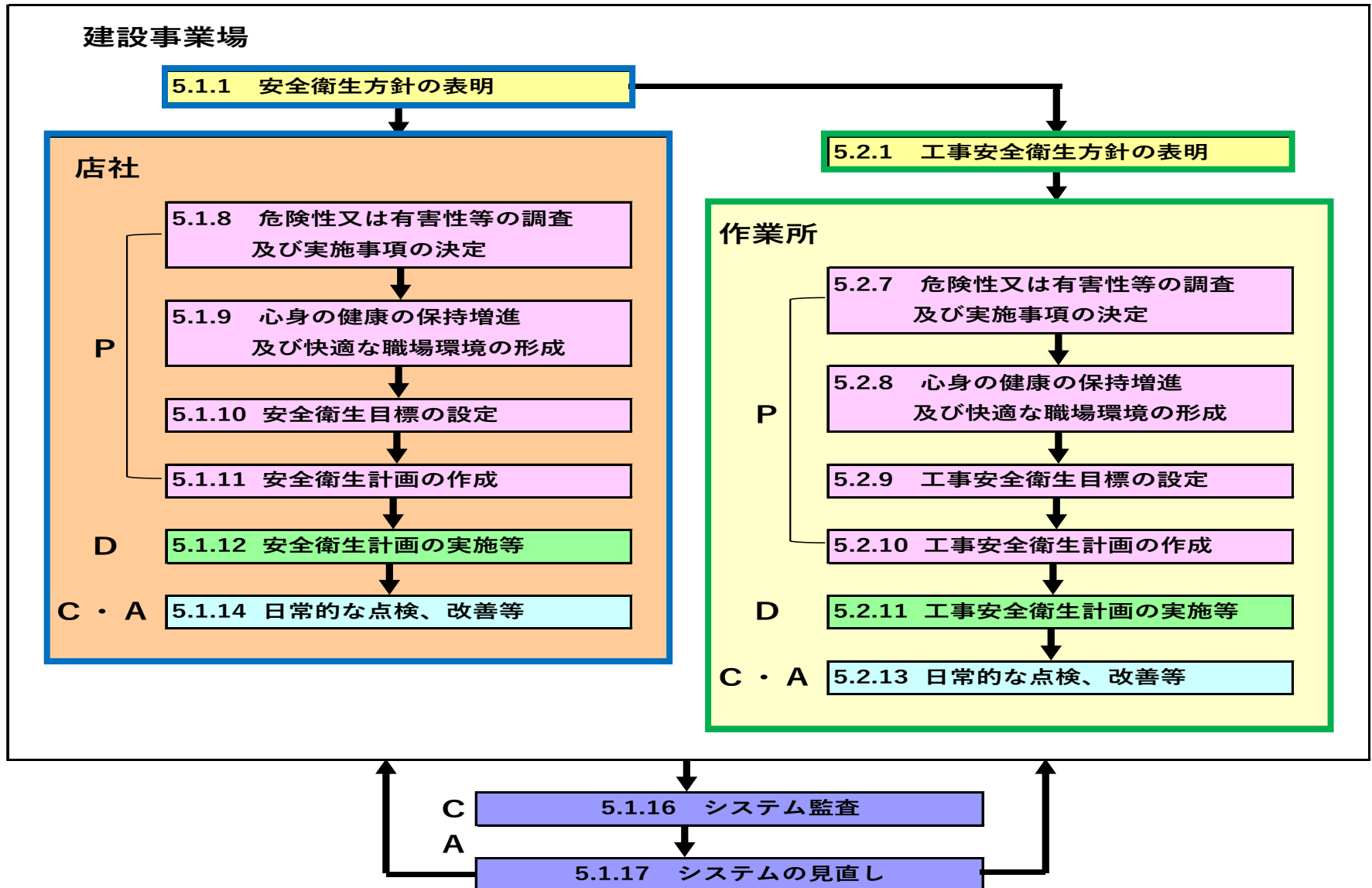
## 5.1 店社において必要な基本的事項

- 5.1.1 安全衛生方針の表明
- 5.1.2 労働者の意見の反映
- 5.1.3 システム体制の整備
- 5.1.4 システム教育の実施
- 5.1.5 関係請負人の安全衛生管理能力等の評価
- 5.1.6 明文化
- 5.1.7 記録
- 5.1.8 危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定
- 5.1.9 **心身の健康の保持増進及び快適な職場環境形成への取組**
- 5.1.10 安全衛生目標の設定
- 5.1.11 安全衛生計画の作成
- 5.1.12 安全衛生計画の実施等
- 5.1.13 緊急事態への対応
- 5.1.14 日常的な点検、改善等
- 5.1.15 労働災害発生原因の調査等
- 5.1.16 システム監査
- 5.1.17 システムの見直し

## 5.2 作業所において必要な基本的事項

- 5.2.1 工事安全衛生方針の表明
- 5.2.2 **建設工事従事者及び施工する工事に関係する店社の労働者の意見の反映**
- 5.2.3 システム体制の周知
- 5.2.4 関係請負人の安全衛生管理能力等の評価
- 5.2.5 明文化
- 5.2.6 記録
- 5.2.7 危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定
- 5.2.8 **心身の健康の保持増進及び快適な職場環境形成への取組**
- 5.2.9 工事安全衛生目標の設定
- 5.2.10 工事安全衛生計画の作成
- 5.2.11 工事安全衛生計画の実施等
- 5.2.12 緊急事態への対応
- 5.2.13 日常的な点検、改善等
- 5.2.14 労働災害発生原因の調査等

# 店社と作業所の主なPDCAサイクル



# コスモスガイドラインにおける関係者

## 店 社

### 労働者

施工する工事に  
関係する労働者



## 作 業 所

### 建設工事従事者

#### 労働者

- ・元請労働者
- ・下請労働者
- ・派遣労働者
- ・外国人労働者

#### 一人親方等

- ・一人親方
- ・自営業主、  
家族従事者

#### 元方事業者

- ・作業所長
- ・現場代理人

#### 関係請負人

元方事業者の  
工事を請負う  
全ての請負人



### その他関係者

- ・工事監理者
- ・別途発注事業者
- ・店社関係者
- ・購買関係業者
- ・資機材供給業者
- ・資機材運搬業者
- ・給食業者

等 現場に出入り  
する者

### 第三者

- ・通行人等

当該工事の関係者  
以外の者



## 5.1.2 労働者の意見の反映

### 5.2.2 建設工事従事者及び施工する工事に関係する店社の労働者の意見の反映

- 労働者、建設工事従事者の意見の重要性
  - ・ システムの実施運用に労働者及び建設工事従事者の協力が不可欠
  - ・ 労働者及び建設工事従事者は労働災害の被災者となる可能性が大きい
- 何について意見を反映するのか？
  - ・ 目標の設定
  - ・ 計画の作成、実施、点検、改善
- 意見を聴く場は？
  - ・ 店 社：安全衛生委員会 等
  - ・ 作業所：施工検討会、事前検討会、災害防止協議会 等

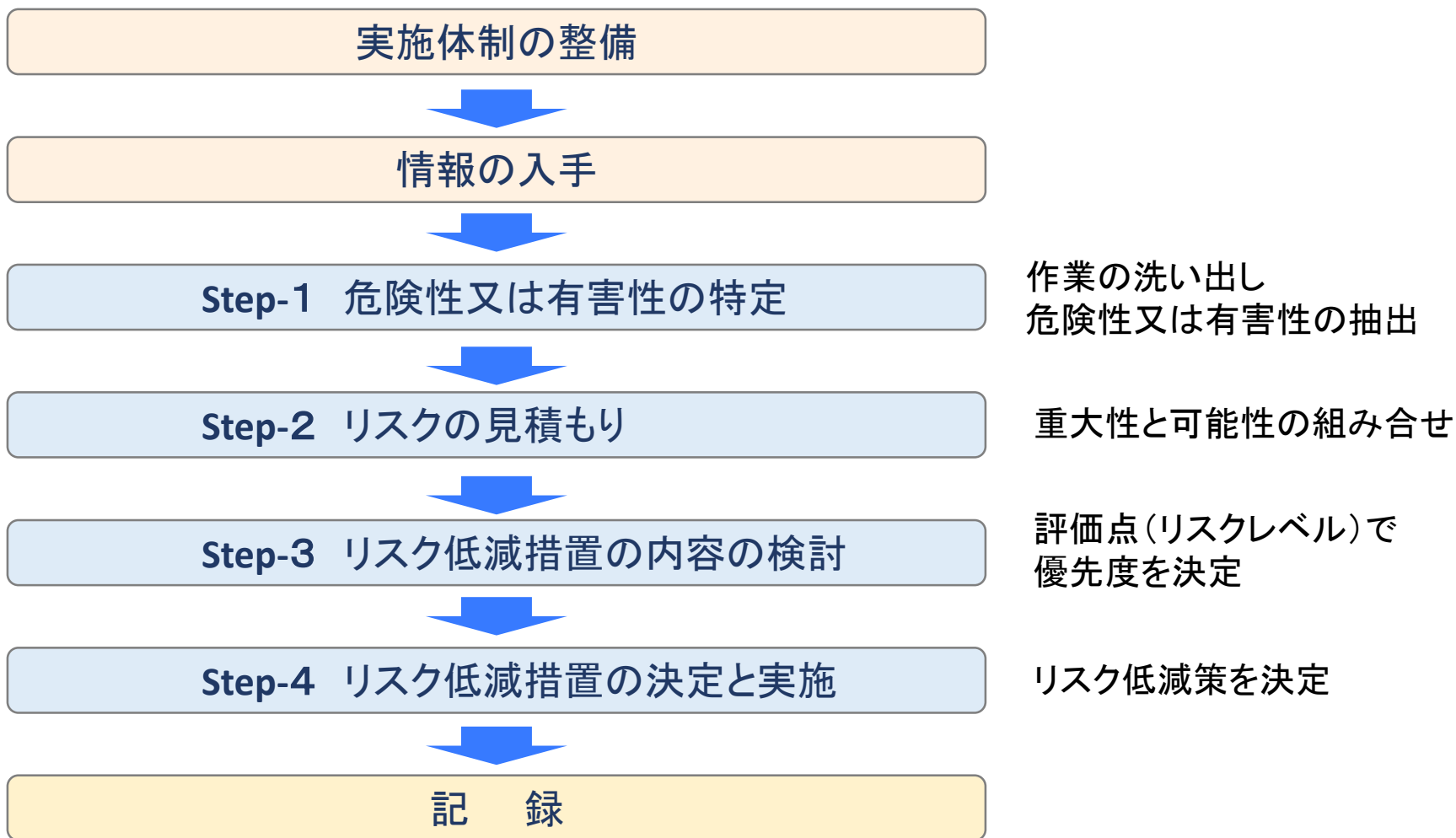
## 5.1.8 危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定

## 5.2.7 危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定

- 店社及び作業所においてリスクアセスメントを実施する手順を作成し、リスクアセスメントを行う
- 手順の作成に当たり基づくべき指針
  - 「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」
  - 「化学物質による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」
- 調査結果に基づき労働災害を防止する対策を決定し実施する
- 対策の決定に当たっては安衛法及び社内基準等に基づき決定する

# 危険性又は有害性等の調査等のフロー

## 「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」



# リスク低減措置の内容の検討「優先順位」

法令に定められた事項の実施 (該当がある場合)

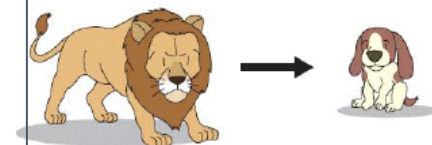
高

リスク低減措置の優先順位

低

## 1 設計や計画段階での対策

安全な工法への変更・機械設備の選択、危険な作業・材料の廃止・変更等、設計や計画段階から労働者の就業に係る危険性や有害性を除去又は低減する措置



## 2 工学的対策

ガード、防護壁、安全装置、安全ブロック、インターロック、局所排気装置等の設置等、設備による対策



## 3 管理的対策

マニュアルの整備、作業手順書の整備、立ち入り禁止措置、警報の運用、教育訓練等



## 4 個人用保護具の使用

法令に定められた安全帯、呼吸用保護具、保護衣等を使用





## 5.1.9 心身の健康の保持増進及び快適な職場環境への取組

## 5.2.8 心身の健康の保持増進及び快適な職場環境への取組

- 店社における対象者は労働者（社員）
  - 社員に対する健康診断及び特殊健康診断の実施
  - 社員に対するストレスチェックの実施と希望者に対する医師による面談の実施
  - 快適な職場環境の形成
  
- 作業所における対象者は建設工事従事者
  - 協力会社の労働者（一人親方を含む）に対する健康診断及び特殊健康診断の実施の確認
  - 協力会社労働者に対するストレスチェックの実施と希望者に対する医師による面談の実施の確認
  - 快適な職場環境の形成

## 5.1.10 安全衛生目標の設定

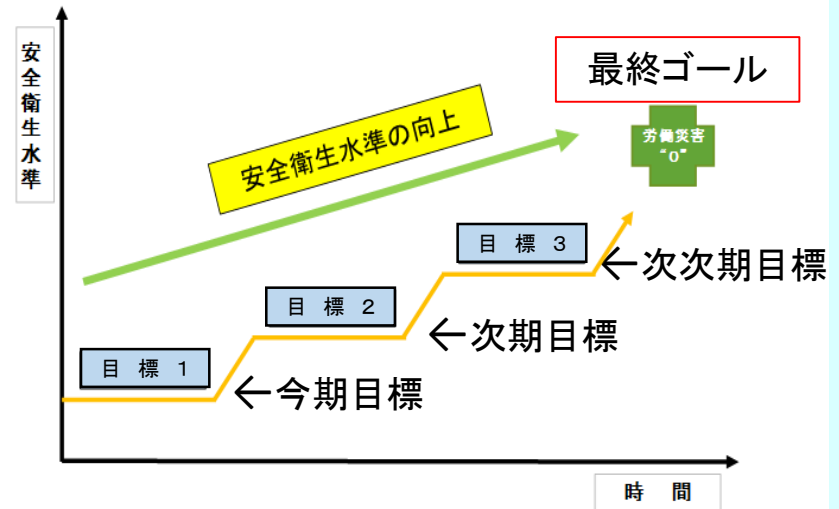
### 5.2.9 工事安全衛生目標の設定

- 目標を設定し周知する
- 店社の目標設定に当たり考慮すべき事項
  - ① 危険性又は有害性等の調査結果
  - ② 健康診断結果、ストレスチェック結果
  - ③ 過去の安全衛生目標の達成状況、労働災害の発生状況
- 作業所の目標設定にあたり考慮すべき事項
  - ① 危険性又は有害性等の調査結果
  - ② 同種工事における労働災害の発生状況

# 目標設定の考え方

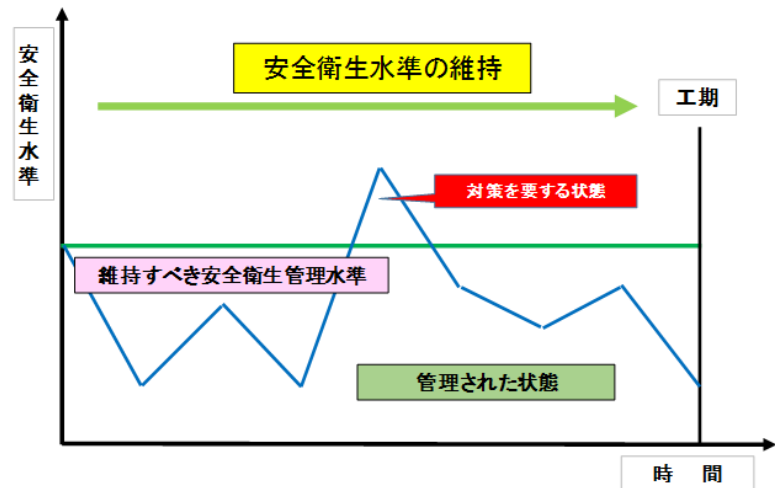
## 店社の安全衛生目標

「一定期間内に達成すべき到達点」  
最終の到達点(最終のゴール)ではなく、  
安全衛生目標を設定した期間のPDCA  
サイクルが1回転した時点における到達点



## 作業所の工事安全衛生目標

「工期内に維持すべき安全衛生管理水準」  
施工する工事に対して、どのような安全  
衛生の水準を維持し、PDCAを回しながら、  
その状態が下がれば上げることのできる、  
対策的で、できる限り数値的な(定量的な)  
レベル「災害ゼロで竣工するために何を  
行うかが目標となる」



## 5.1.11 安全衛生計画の作成

## 5.2.10 工事安全衛生計画の作成

- 計画を作成し周知する
- 店社の計画に含めるべき事項
  - ① リスクアセスメントの結果から決定された災害防止対策
  - ② 健康診断、ストレスチェックの実施時期等
  - ③ 日常的な安全衛生活動の実施に関する事項  
(安全衛生に関する行事、安全施工サイクル活動等)
  - ④ 安全衛生教育の実施に関する事項
  - ⑤ 協力会社に対する教育・指導に関する事項  
(安全パトロールによる指導、安全衛生教育等)
  - ⑥ 作業所に対する指導及び支援に関する事項
  - ⑦ 安全衛生計画の期間(一般的に1年)
  - ⑧ 安全衛生計画の見直しに関する事項  
(一般的にはマニュアル等に記載)

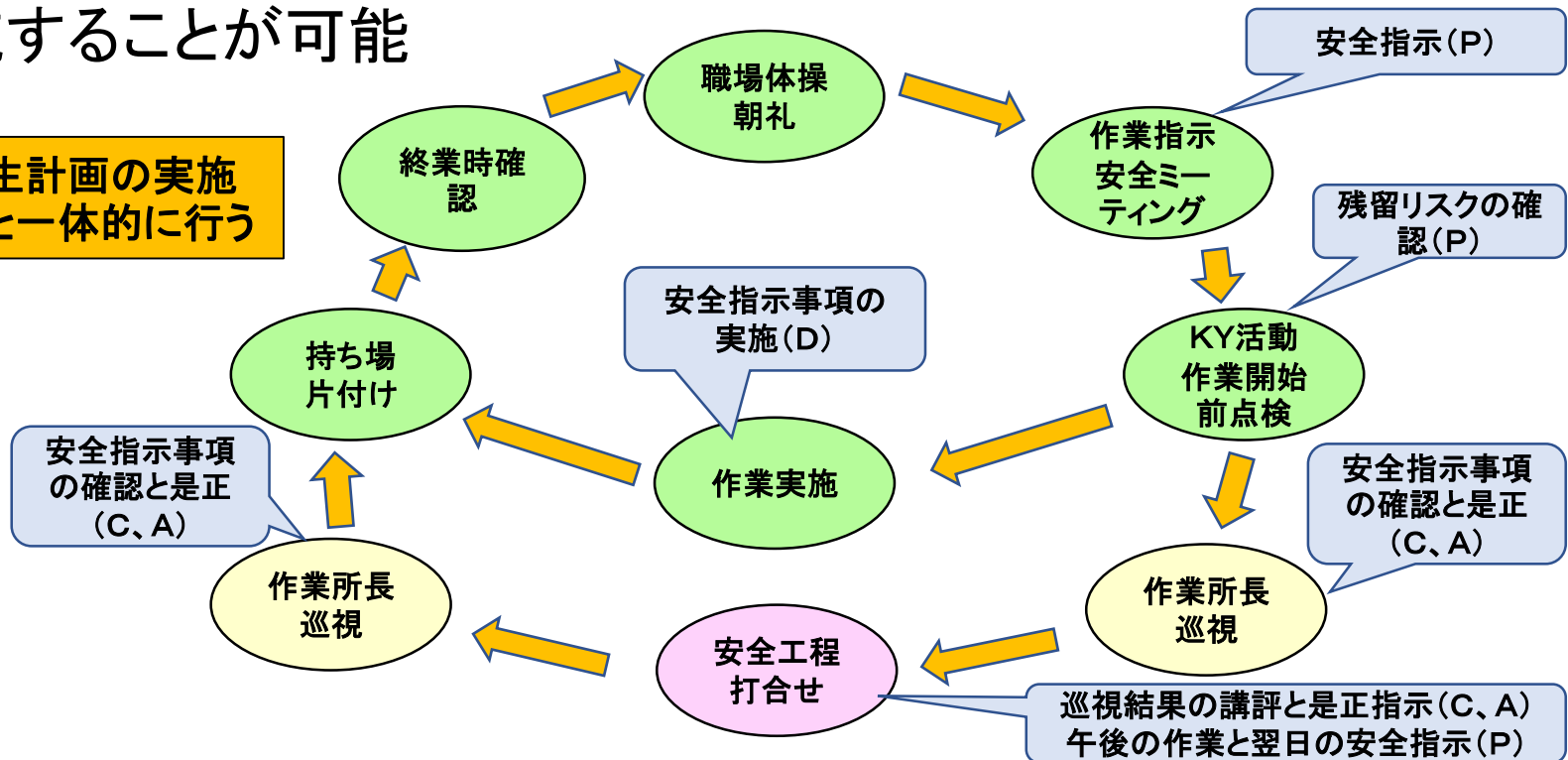
- 作業所の計画に含めるべき事項
  - ① リスクアセスメントの結果から決定された災害防止対策
  - ② 日常的な安全衛生活動の実施に関する事項  
(安全衛生に関する行事、安全施工サイクル活動等)
  - ③ 安全衛生教育の実施に関する事項
  - ④ 協力会社に対する教育・指導に関する事項  
(災害防止協議会の開催、安全パトロールによる指導、安全衛生教育等)
  - ⑤ 工事安全衛生計画の期間(工事期間)
  - ⑥ 工事安全衛生計画の見直しに関する事項  
(一般的にはマニュアル等に記載)
- 店社の計画は安全衛生委員会に諮る
- 作業所の計画は施工検討会、事前検討会等で意見を聴く

## 5.1.12 安全衛生計画の実施等

## 5.2.11 工事安全衛生計画の実施等

- 計画の実施に当たっては詳細計画又は従うべき事項等を明確にし関係者に周知する
- 作業所における計画の実施は安全施工サイクルの中で実施することが可能

工事安全衛生計画の実施は施工管理と一体的に行う



## 5.1.14 日常的な点検、改善等

## 5.2.13 日常的な点検、改善等

- 日常的な点検及び改善を実施する手順を定め、手順に基づき日常的な点検及び改善を実施する。
- 日常的な点検とは？
  - ① 目標の達成状況の点検
  - ② 計画の進捗状況の点検
- 日常的な点検は、店社においては四半期ごと、作業所においては毎月実施する。
- 日常的な点検の結果については、店社においては安全衛生委員会で、作業所においては災害防止協議会において審議し、必要に応じて改善を実施する。

## 5.1.16 システム監査

- システム監査の計画を作成し、監査の手順を定め、手順に基づきシステム監査を行う。
- 監査の結果、必要に応じて改善を行う。
- システム監査は、定期的に(年1回以上)行う。
- システム監査は、システムに関わる全ての部署が監査対象となる。




## 5.1.17 システムの見直し

- システム監査の結果を踏まえ、定期的に(年1回)システムの一般的な見直しを行う。
- 「システムの見直し」は、システムの妥当性、有効性を確保するために行うものであり、システムを進化させ、安全衛生水準の向上を図る重要な取り組みである。

システムの妥当性	システムが建設事業場に適したもので、PDCAサイクルを回すことで確実にレベルアップされていくものであるかどうかということ。
システムの有効性	システムを実施することによって、建設事業場の安全衛生水準の向上に寄与しているかどうかを判断することである。

# 3 中小規模建設事業場向けニューコスモス コンパクトコスモス

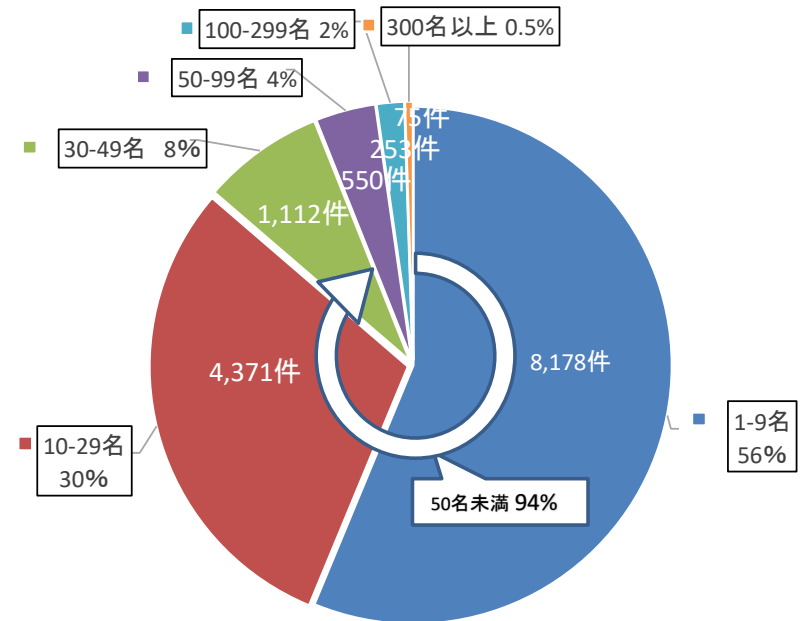


 建設業労働災害防止協会

# 中小規模建設事業場向けコスモス 開発の必要性

- 建設業における労働災害の**94%**は、**従業員50人未満の事業場**において発生している。
- 中小規模建設事業場にコスモスを導入し労働災害の減少を図ることが必要。
- 中小規模建設事業場におけるコスモス導入、実施運用の**負担軽減**を図ることが必要。

建設事業場規模別労働災害発生状況



厚労省災害統計より令和4年12月末の集計

「コンパクトコスモス」の開発

## 中小規模建設事業場の特徴

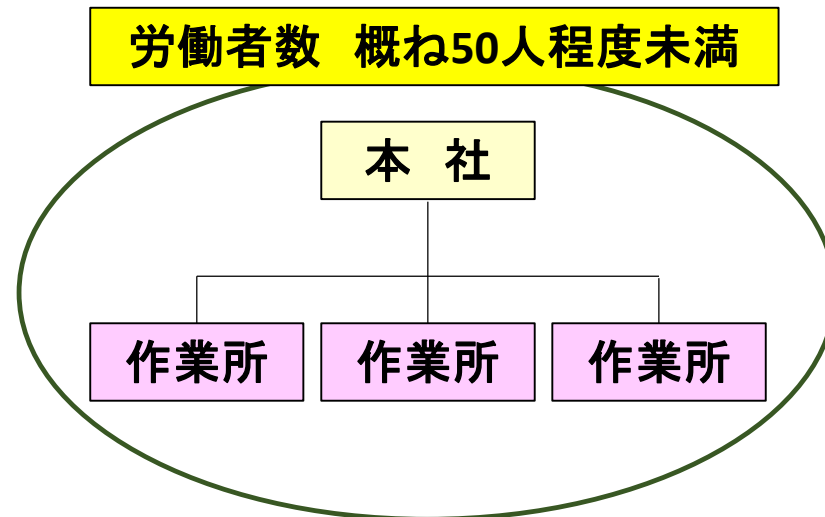
- 組織的に小規模であることから安全衛生管理の仕組みが比較的シンプルである。
- 施工する工事の種類が比較的少ないことから想定される安全衛生リスクがある程度限定される。
- 本社と作業所が距離的にも管理的にも近い関係にある。



作業所の負担を軽減する運用が可能

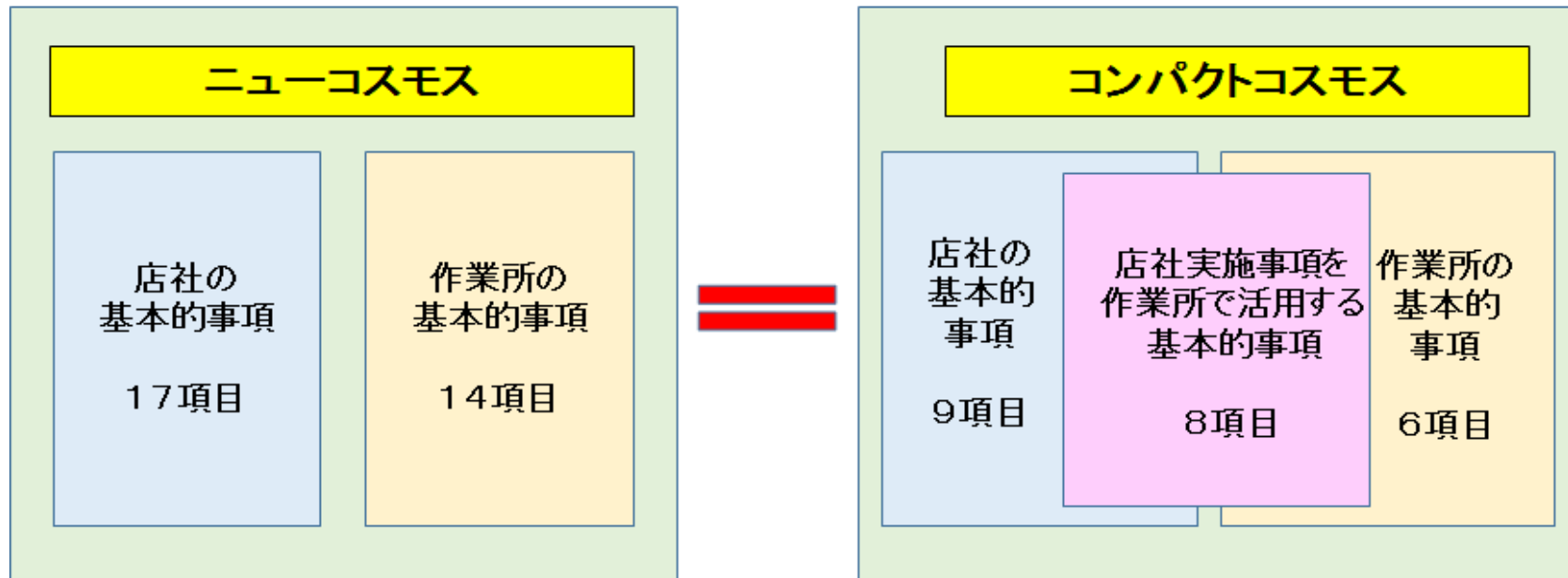
# コンパクトコスモスの適用条件

- ① 常時使用する労働者数が 概ね50人程度未満 であること。
- ② 本社と作業所の上に「支店」等の施工及び安全衛生管理部署が無く、本社が全ての作業所を直轄で管理していること。



# コンパクトコスモスの基本的考え方

ニューコスモス = コンパクトコスモス



- 基本的に ニューコスモス と コンパクトコスモス は同じものである。
- ニューコスモス における店社の基本的事項を作業所で活用しようとするものが コンパクトコスモス である。

# コンパクトコスモスにおける 基本的事項の運用

基本的事項	ニューコスモス			
	中小規模建設事業場 (コンパクトコスモス)		中小規模建設事業場以外	
	本社	作業所	店社	作業所
方針の表明	★		○	○
労働者等の意見の反映	○	○	○	○
システム体制の整備・周知等	★		○	○
システム教育の実施	○	—	○	—
関係請負人の安全衛生管理能力等の評価	○	○	○	○
明文化	○	○	○	○
記録	○	○	○	○
危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定	★		○	○
心身の健康の保持増進及び快適な職場形成への取組	○	○	○	○
安全衛生目標の設定	★		○	○
安全衛生計画の作成	★		○	○
安全衛生計画の実施等	★		○	○
緊急事態への対応	★		○	○
日常的な点検・改善等	○	○	○	○
労働災害発生原因の調査等	★		○	○
システムの監査	○	—	○	—
システムの見直し	○	—	○	—

# 方針の表明

## 〇〇建設株式会社 安全衛生方針

〇〇建設株式会社は、当社の安全衛生水準の向上を図るため、次の安全衛生方針を表明する。

1. 社員の安全と心身の健康を確保する。
2. 労働安全衛生関係法令、社内安全衛生関係規程等を遵守する。
3. 全社員の協力の下に安全衛生活動を推進する。
4. 当社の労働安全衛生マネジメントシステム(〇〇〇コスモス)を適切に実施する。
5. ストレスのない快適な職場環境を形成する。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日  
 〇〇建設株式会社  
 代表取締役社長 □□□□

## 〇〇〇〇作業所 工事安全衛生方針

〇〇建設株式会社は、当社の安全衛生水準の向上を図るため、次の安全衛生方針を表明する。

1. 社員の安全と心身の健康を確保する。
2. 労働安全衛生関係法令、社内安全衛生関係規程等を遵守する。
3. 全社員の協力の下に安全衛生活動を推進する。
4. 当社の労働安全衛生マネジメントシステム(〇〇〇コスモス)を適切に実施する。
5. ストレスのない快適な職場環境を形成する。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日  
 〇〇〇〇作業所  
 所長 □□□□

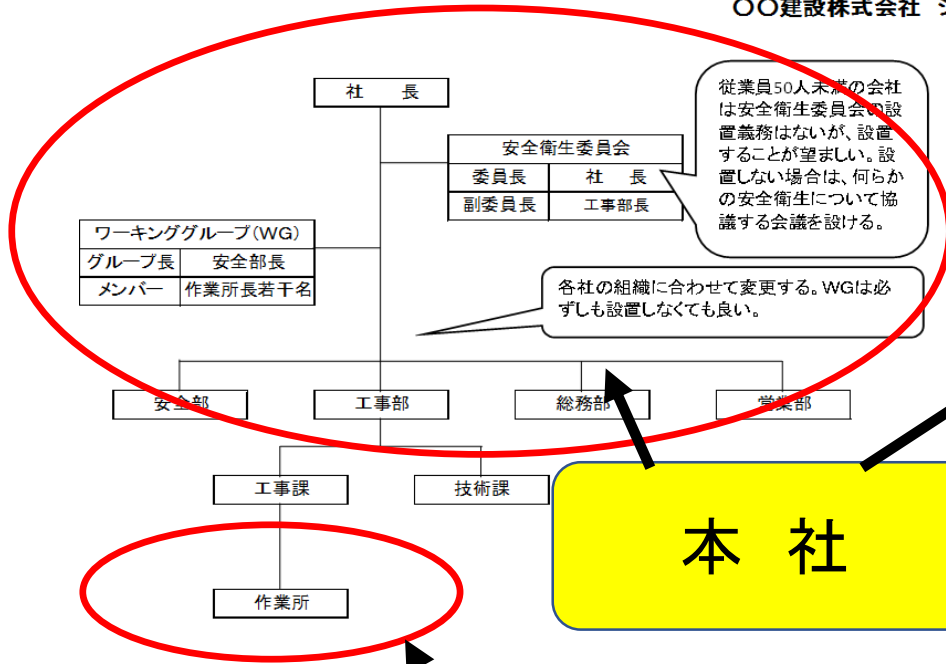


## システム体制の整備・周知等

- 本社において、本社と作業所のシステム体制を一体的に作成し、全社のシステム体制として使用する。
- システム体制は、本社及び作業所の双方周知する。

# システム体制の整備・周知等

〇〇建設株式会社 システム体制



従業員50人未満の会社は安全衛生委員会の設置義務はないが、設置することが望ましい。設置しない場合は、何らかの安全衛生について協議する会議を設ける。

各社の組織に合わせて変更する。WGは必ずしも設置しなくても良い。

**本社**

**作業所**

システム最高責任者及びシステム各級管理者	役割、責任及び権限
安全部長	①安全衛生方針、安全衛生目標、安全衛生計画等の周知 ②システム教育年間計画の作成及びシステム教育の実施 ③関係諸個人の安全衛生管理能力評価チェックリストの見直し ④システム文書の管理 ⑤記録の保管 ⑥安全衛生計画実施事項の詳細計画作成 ⑦安全衛生計画を実施するために必要な事項の周知 ⑧緊急事態及び労働災害・事故発生時の作業所との連絡調整及び支援 ⑨日常的な点検の実施 ⑩労働災害・事故発生原因の調査と再発防止対策の立案 ⑪システム監査員名簿の作成 ⑫「年度システム監査計画」の作成 ⑬システム監査チームの選任とリーダーの指名 ⑭システム監査結果のまとめと報告 ⑮システムの見直し原案の作成と見直し結果の周知
工事部長	①システム教育の実施 ②協力会社の安全衛生管理能力評価結果の集計 ③評価結果のクラスの協力会社に対する指導・教育 ④表彰に値する協力会社の社長への進言 ⑤記録の保管 ⑥施工検討会の開催 ⑦緊急事態及び労働災害・事故発生時の委員長補佐と情報の収集・集約 ⑧労働災害・事故発生時の再発防止対策の水平展開
営業部長	①緊急事態及び労働災害・事故発生時の発注者対応
作業所長	①工事安全衛生方針の表明と周知 ②社員及び協力会社の意見の聴取と反映 ③システム体制の周知 ④協力会社の安全衛生管理能力の評価と報告 ⑤記録の保管 ⑥「本社のリスクアセスメント」の見直しと「作業所における重点管理リスク」の作成 ⑦協力会社社員及び作業員の定期健康診断及び特殊健康診断実施の確認 ⑧協力会社社員に対するストレスチェックの実施の確認 ⑨快適な職場環境の形成 ⑩工事安全衛生目標の設定周知 ⑪工事安全衛生計画の作成、見直しと周知 ⑫工事安全衛生計画を実施するために必要な事項の周知 ⑬緊急事態への対応の周知と発生時の具体的な対応 ⑭日常的な点検及び改善 ⑮労働災害発生原因の調査と再発防止対策の立案

システム最高責任者及びシステム各級管理者		
システム最高責任者	社長	①安全衛生方針 ②システム体制の周知 ③安全大会における安全衛生目標 ④安全衛生計画 ⑤安全衛生計画 ⑥緊急事態及び重大な労働災害・事故発生時の統括指揮 ⑦システム監査員の指名 ⑧システムの見直しの決定
システム各級管理者	安全衛生委員会	①安全衛生委員会規則による
	WG	①リスクアセスメントデータベースの作成 ②「本社のリスクアセスメント」、「本社における重点管理リスク」の作成 ③安全衛生目標の設定 ④安全衛生計画の作成

## 危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定

- 本社において実施したリスクアセスメント結果を作業所で活用する。
- 作業所で施工する工事の特性を考慮した時、本社で評価したリスク以外に重要なリスクがある場合には、本社のリスクアセスメント結果を見直す。

# 安全衛生目標の設定

## 〇〇建設株式会社 安全衛生目標

1. 安全パトロールにおける墜落災害に関する指摘を、各作業所3件以下とする。
2. 安全パトロールにおけるクレーン・重機作業に関する指摘を、各作業所3件以下とする。
3. 安全パトロールにおける公衆災害に関する指摘を、各作業所2件以下とする。
4. 定期健康診断を全社員が受診する。

安全衛生目標は、本社における重点管理リスクの中で「○」印を付けたリスクを考慮して安全衛生目標を設定する。  
安全衛生目標は、できるだけ数値目標とする。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇建設株式会社

代表取締役社長 □□□□

## 〇〇〇〇作業所 工事安全衛生目標

1. 安全パトロールにおける墜落災害に関する指摘を、各作業所3件以下とする。
2. 安全パトロールにおけるクレーン・重機作業に関する指摘を、各作業所3件以下とする。
3. 安全パトロールにおける公衆災害に関する指摘を、各作業所2件以下とする。
4. 定期健康診断を作業員全員が受診する。

工事安全衛生目標は、基本的に本社の安全衛生目標と同じとする。  
作業所における重点管理リスクから、追加すべき目標がある場合は追加する。  
工事特性を考慮した時、工事にそぐわない本社の目標がある場合は削除することができる。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇作業所

所長 □□□□

## 安全衛生計画の作成

- 本社の安全衛生計画を、本社実施事項と作業所実施事項に分けて作成し、作業所実施事項を工事安全衛生計画として活用する。
- 作業所で施工する工事の特性を考慮した時、本社で評価したリスク以外に重要なリスクがある場合には、これを考慮して本社の安全衛生計画を見直す。



〇〇年度 安全衛生計画

<p>安全衛生方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社員の安全と心身の健康を確保する。</li> <li>2. 労働安全衛生関係法令、社内安全衛生関係規程等を遵守する。</li> <li>3. 全社員の協力の下に安全衛生活動を推進する。</li> <li>4. 当社の労働安全衛生マネジメントシステム(〇〇コスモス)を適切に実施する。</li> <li>5. ストレスのない快適な職場環境を形成する。</li> </ol>
---

<p>安全衛生目標</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 安全ハットールにおける墜落災害に関する指摘を、各作業所3件以下とする。</li> <li>2. 安全ハットールにおけるクレーン・重機作業に関する指摘を、各作業所3件以下とする。</li> <li>3. 安全ハットールにおける公衆災害に関する指摘を、各作業所2件以下とする。</li> <li>4. 定期健康診断を全社員が受診する。</li> </ol>
--

社長	工務部長	安全部長	総務部長	営業部長
----	------	------	------	------

重点施策	実施事項	実施責任者	年度スケジュール												日常的な点検及び改善													
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度総括									
			点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検														
本社実施事項	1. 墜落災害の防止	1-1 足場の計画及び墜落防止対策については、施工検討会において十分な審議を行う。 1-2 脚立の使用については、当社のルールを説明する資料を作成する。	安全部長 工務部長																							施工検討会開催100%。災害防止について十分な検討ができた。 脚立使用説明資料については、安全ハットールでの指摘が前年度より少ないことから効果が認められる。		
	2. クレーン・重機災害の防止	2-1 クレーン・重機作業のある工事については、災害防止対策について施工検討会で十分な審議を行う。	安全部長 工務部長																									
	3. 公衆災害の防止	3-1 施工検討会において埋設物及び架線の有無を確認し、対応を協議する。	安全部長 工務部長																									
	4. 安全ハットール	4-1 本社ハットールを各現場月1回実施する。ハットールにおいては、安全衛生目標に関する事項を重点的に点検する。 4-2 社長ハットールを年間4回実施する。 4-3 協力会社に対しては、事業主ハットールを実施するよう要請する。	安全部長 社長 協力会社事業主																							ハットールで指摘のあった作業所に対して教育を実施した結果、下半期は指摘が少なくなった。 事業主ハットールは前年度より少ない為、次年度も引き続き要請していく必要がある。		
	5. 安全衛生教育	5-1 安全衛生目標に関する安全衛生教育を、作業所長会議開催時に実施する。 5-2 作業所の要請により、安全衛生教育を作業所に対して実施する。	安全部長																								安全ハットールで指摘のあった作業所に対して教育を実施した結果、その後の指摘も大幅に減少し、効果も認められた。	
作業所実施事項	1. 安全ハットールにおける墜落災害に関する指摘を、各作業所3件以下とする。	1-1 足場の計画を法律に基づき適切に行う。 1-2 足場の始業時点検を徹底する。 1-3 作業員が足場の部材を外す場合は、社員に報告するとともに、復旧状況を社員が確認する。 1-4 高所作業時には、必ず安全帯を使用する。 1-5 脚立を使用する場合は、当社のルールに則り使用する。	作業所長																								安全ハットールで指摘のあった作業所に対して教育を実施した結果、その後の指摘も大幅に減少し、効果も認められた。	
	2. 安全ハットールにおけるクレーン・重機作業に関する指摘を、各作業所3件以下とする。	2-1 クレーン・重機作業は必ず作業計画を作成し、社員が確認したのち作業を行う。 2-2 クレーン・重機作業では、立入禁止措置を確実に行う。 2-3 重機作業時は、必ず監視人を付ける。																									安全ハットールで指摘のあった作業所は減少しているが、次年度も取り組む必要がある。	
	3. 安全ハットールにおける公衆災害に関する指摘を、各作業所2件以下とする。	3-1 現場出入口にはガードマンを配置し、工事関係車両と一般通行車両及び歩行人の接触を防止する。 3-2 埋設物及び架線等は必ず位置を確認し、試掘や防護を行う。																										ガードマンの配置及び埋設物、架線対策は実施できた。
	4. 定期健康診断を全社員が受診する。	4-1 社員は定期健康診断を必ず受診する。 4-2 作業所長は、協力会社社員及び作業員が定期健康診断および特殊健康診断を受診しているか確認する。受診していない場合は、事業主に指導を行う。																										定期健康診断を全員受診。 作業所における確認も実施されている。期限切れ等に対しては指導を行っている。
安全衛生行事	4月 春の交通安全運動 6月 安全大会 7月 全国安全週間 9月 秋の交通安全運動 10月 全国労働衛生週間 12~1月 年末年始労働災害防止強調月間 3月 年度末労働災害防止強調月間		安全部長 工務部長 総務部長																							特記事項 快適な職場環境の形成実施事項 1. ノー残業デー(毎週水曜日) 3. 社内禁煙 2. 有給休暇の取得推進 4. 整理整頓の励行 5. 社内レクリエーションの実施		
	社内安全衛生活動	安全衛生委員会 : 毎月第4週の金曜日 作業所災害防止協議会 : 毎月1回		本社ハットール : 各現場毎月1回 社長ハットール : 年4回 定期健康診断 : 5月実施 特殊健康診断 : 随時 ストレスチェック : 10月 システム監査 : 7月~12月																								

本社実施事項

作業所実施事項



## 全工期工事安全衛生計画

工事名 :

工期 : ○○年 5月15日 ~ ○○年 2月20日

工事安全衛生方針
1. 社員の安全と心身の健康を確保する。
2. 労働安全衛生関係法令、社内安全衛生関係規程等を遵守する。
3. 全社員の協力の下に安全衛生活動を推進する。
4. 当社の労働安全衛生マネジメントシステム(○○○コスモス)を適切に実施する。
5. ストレスのない快適な職場環境を形成する。

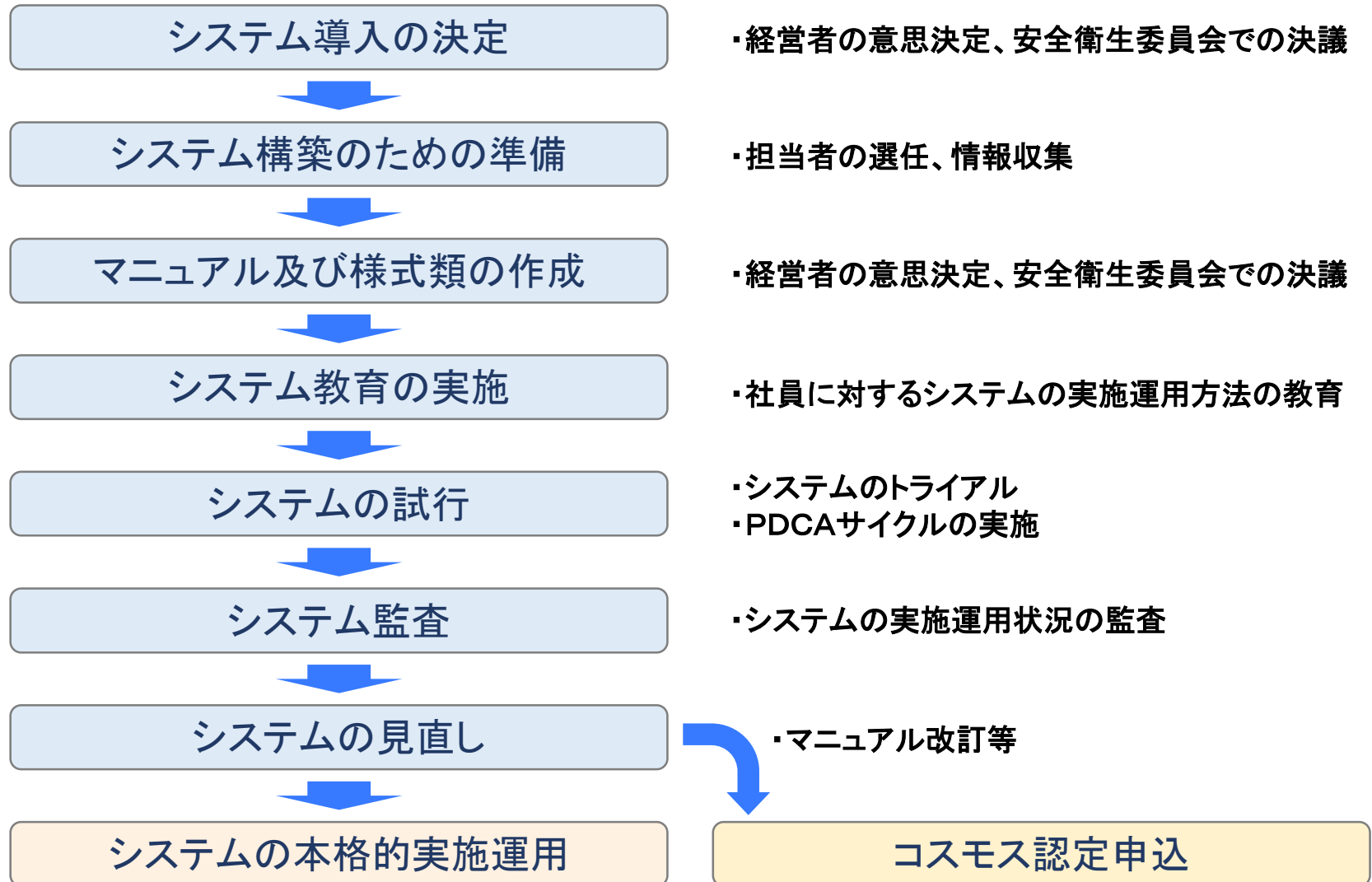
工事安全衛生目標	達成状況		
	5月	6月	7月
1. 安全パトロールにおける墜落災害に関する指摘を、各作業所3件以下とする。	0件	1件	1件
2. 安全パトロールにおけるクレーン・重機作業に関する指摘を、各作業所3件以下とする。	0件	0件	0件
3. 安全パトロールにおける公衆災害に関する指摘を、各作業所2件以下とする。	0件	0件	0件
4. 定期健康診断を作業員全員が受診する。	○	○	○

社長	工事部長	安全部長	作業所長

重点施策	実施事項	スケジュール												日常的な点検及び改善					
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	5月	6月	7月			
1. 安全パトロールにおける墜落災害に関する指摘を、各作業所3件以下とする。	1-1 足場の計画を法律に基づき適切に行う。 1-2 足場の始業時点検を徹底する。 1-3 作業員が足場の部材を外す場合は、社員に報告するとともに、復旧状況を社員が確認する。 1-4 高所作業時には、必ず安全帯を使用する。 1-5 脚立を使用する場合は、当社のルールに則り使用する。																足場の計画について施工検討会で検討。特に問題なし。パトロール指摘なし。	足場の始業点検を実施。安全帯を使用していない作業員が見られたので、安全衛生教育を実施した。パトロール指摘1件	足場の始業点検、安全帯の使用状況良好。足場部材の復旧忘れがあったため指導した。パトロール指摘1件
2. 安全パトロールにおけるクレーン・重機作業に関する指摘を、各作業所3件以下とする。	2-1 クレーン・重機作業は必ず作業計画を作成し、社員が確認したのち作業を行う。 2-2 クレーン・重機作業では、立入禁止措置を確実に行う。 2-3 重機作業時は、必ず監視人を付ける。																クレーンの作業計画の作成、立入禁止措置の実施良好。パトロール指摘なし。	クレーンの作業計画の作成、立入禁止措置の実施良好。パトロール指摘なし。	クレーン・重機作業なし。パトロール指摘なし。
3. 安全パトロールにおける公衆災害に関する指摘を、各作業所2件以下とする。	3-1 現場出入口にはガードマンを配置し、工事関係車両と一般通行車両及び歩行人の接触を防止する。 3-2 埋設物及び架線等は必ず位置を確認し、試掘や防護を行う。																ガードマンの誘導良好。架線の防護と埋設物の試掘実施。パトロール指摘なし。	ガードマンの誘導良好。パトロール指摘なし。	ガードマンの誘導良好。パトロール指摘なし。
4. 定期健康診断を全社員が受診する。	4-1 社員は定期健康診断を必ず受診する。 4-2 作業所長は、協力会社社員及び作業員が定期健康診断および特殊健康診断を受診しているか確認する。受診していない場合は、事業主に指導を行う。																定期健康診断受診。協力会社作業員の健康診断受診状況を作業員名簿で確認。	特になし。	協力会社作業員の健康診断受診状況を作業員名簿で確認。
5. 安全衛生管理活動	5-1 災害防止協議会 毎月最終金曜日 5-2 安全大会 毎月1日 5-3 安全施工サイクル 5-4 本社パトロール 5-5 安全衛生教育		◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	計画どおり実施。	計画どおり実施。安全衛生教育を墜落災害防止をテーマに実施。	計画どおり実施。
6. 年間行事	6-1 全国安全週間準備月間 6-2 安全大会 6-3 全国労働衛生週間 6-4 秋の交通安全運動 6-5 年末年始労働災害防止強調期間			⇔	●本週間				⇔	●本週間				⇔			予定行事なし。	計画どおり実施。	計画どおり実施。安全週間に特別パトロールを実施。

特記事項  
 快適な職場環境の形成実施事項  
 1. 土曜開所の実施(毎月第3土曜日)  
 2. 有給休暇の取得推進  
 3. 喫煙場所の設置  
 4. 熱中症対策の実施

# コスモスの導入から認定申込まで





# コンパクトコスモス運用のためのツール



## 目次

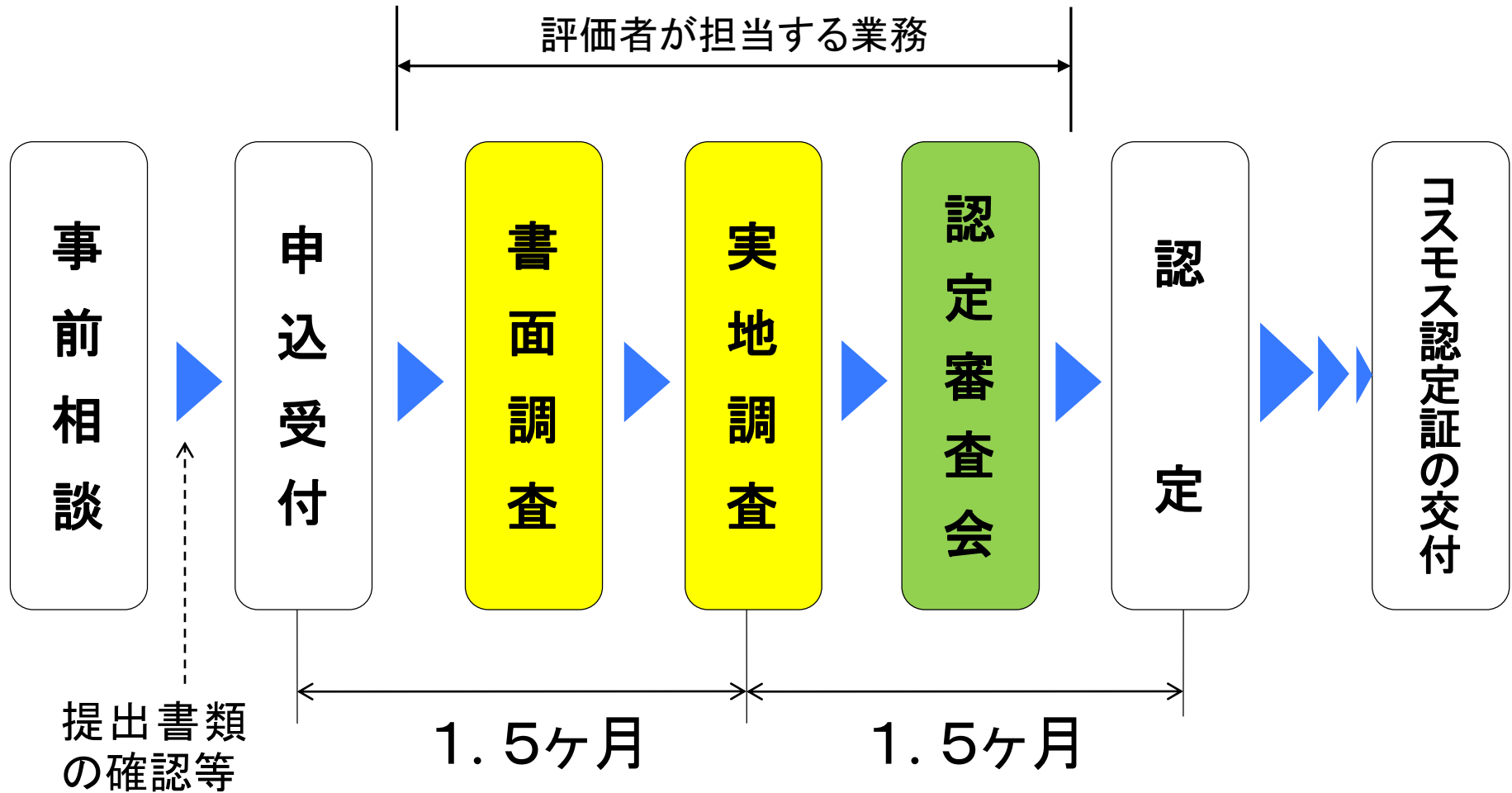
1. コンパクトコスモスとは
2. コンパクトコスモスにおけるコスモスガイドラインの基本的事項の運用
3. ツール「コンパクトコスモス」(参考例)
  - (1) システムマニュアル
  - (2) 文書と様式

《参考 1》 コンパクトコスモス確立までの手順

《参考 2》 リスクアセスメントに関する参考資料

## CD 添付

# コスモス認定の流れ



〔申込みから認定までの期間は、申込み状況等により変わります。〕

# 実地調査のスケジュール例

## (コンパクトコスモスの場合)

区分	時間	実施事項	出席者
作業所	8:30～ 8:50	・挨拶、工事概要説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業所長</li> <li>・本社安全衛生担当者</li> </ul>
	8:50～ 9:20	・工事現場視察	
	9:20～ 9:35	・作業所各級管理者面談	
	9:35～11:50	・作業所調査(ヒアリング)	
	11:50～12:00	・講評等	
本社	12:00～13:00	・昼食、本社へ移動	
	13:00～13:10	・初回会議(挨拶等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社長</li> <li>・本社管理監督者</li> <li>・本社安全衛生担当者</li> </ul>
	13:10～13:25	・システム最高責任者の面談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本社管理監督者</li> <li>・本社安全衛生担当者</li> </ul>
	13:25～13:55	・本社システム各級管理者の面談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本社管理監督者</li> <li>・本社安全衛生担当者</li> </ul>
	13:55～17:00	・本社調査(ヒアリング)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本社管理監督者</li> <li>・本社安全衛生担当者</li> </ul>
	17:00～17:30	・最終会議(挨拶、講評等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社長</li> <li>・本社管理監督者</li> <li>・本社安全衛生担当者</li> </ul>

# 実地調査のスケジュール例

## (ニューコスモスの場合)

区分	時間	実施事項	出席者
1日目(店社)	9:00~9:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>開始時あいさつ (オープニングミーティング)</li> <li>建設事業場の概要説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社長又は支店長</li> <li>店社管理監督者</li> <li>店社安全衛生担当者</li> </ul>
	9:30~9:50	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設事業者インタビュー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社長又は支店長</li> </ul>
	9:50~12:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>店社調査(1)(ヒアリング)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>店社管理監督者</li> <li>店社安全衛生担当者</li> </ul>
1日目(作業所)	12:00~13:45	<ul style="list-style-type: none"> <li>休憩(昼食)</li> <li>作業所へ移動</li> </ul>	
	13:45~14:15	<ul style="list-style-type: none"> <li>あいさつ</li> <li>工事概要説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業所長</li> <li>作業所管理監督者</li> <li>店社安全衛生担当者</li> </ul>
	14:15~15:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事現場視察</li> </ul>	
	15:00~16:45	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業所調査(ヒアリング)</li> </ul>	
	16:45~17:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>講評等</li> </ul>	
2日目(店社)	9:00~11:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>店社調査(2)(ヒアリング)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>店社管理監督者</li> <li>店社安全衛生担当者</li> </ul>
	11:30~12:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>終了時あいさつ (クロージングミーティング)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社長又は支店長</li> <li>店社管理監督者</li> <li>店社安全衛生担当者</li> </ul>

# コスモスの認定の費用(3年間で)

## ニューコスモス認定(個別認定)

**認定費用** (建災防会員、税込)

102万3千円＋旅費・宿泊費

**実地調査日数**

前日移動日＋実地調査1.5日

## コンパクトコスモス認定

**認定費用** (建災防会員、税込)

52万8千円＋旅費・宿泊費

**実地調査日数**

前日移動日＋実地調査1日

# コスモスに関するお問い合わせ先

ご質問やご相談など  
お気軽に何でもお問い合わせください



お問合せ先

コスモスセンター

建設業労働災害防止協会 建設業労働安全衛生マネジメントシステムセンター(通称：コスモスセンター)

〒108-0073 東京都港区三田3丁目11番36号 三田日東ダイビル8階



お電話でお問合せの方は  
**03-3453-1306**



FAXでお問合せの方は  
**03-5476-8362**